

## 令和4年度における目標の未達成等に係る是正措置の状況について

令和4年度において目標未達成等が生じた全庁目標は、次の6項目ですが、いずれも所管する局等において、自主的に是正措置を講じています。

- ・ 本庁庁舎の床面積当たりの電力使用量
- ・ 出先機関等の庁舎の床面積当たりの電力使用量
- ・ 警察の庁舎の床面積当たりの電力使用量
- ・ 寒川浄水場の電力使用量
- ・ 出先機関等のリサイクル率
- ・ 警察のリサイクル率

### <目標未達成の局等における是正措置等>

#### 【プログラム：地球温暖化の防止】

##### ① 指標：本庁庁舎の床面積当たりの電力使用量（電力使用量原単位）

令和4年度目標：66.0 kWh/m<sup>2</sup>以下

令和4年度実績：70.3 kWh/m<sup>2</sup>（令和3年度実績：70.2 kWh/m<sup>2</sup>）

自主的な是正措置の内容
空調機の適切な温度管理及び稼働時間調整の実施、こまめな消灯といった照明設備の適切な使用などに努めています。

##### ② 指標：出先機関等の庁舎の床面積当たりの電力使用量（電力使用量原単位）

令和4年度目標：27.4 kWh/m<sup>2</sup>以下

令和4年度実績：31.4 kWh/m<sup>2</sup>（令和3年度実績：31.2 kWh/m<sup>2</sup>）

電力使用量 原単位が 増加した局	電力使用量原単位 (kWh/m <sup>2</sup> )		自主的な是正措置の内容
	R4 実績	R3 実績	
政策局	66.1	61.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備の更新、温度や湿度を確認しながら適切な冷暖房及び加湿器の使用に努めています。</li> <li>・ 使用していない場所のOA機器、電気、冷暖房をこまめに消すなど節電に努めています。</li> </ul>
くらし安全防災局	62.7	59.8	
スポーツ局	253.6	238.0	
地域県政総合センター※	50.5	49.9	
教育局	23.6	23.1	

※ 4つのセンター（横須賀三浦、県央、湘南、県西）の平均値

③ 指標：警察の庁舎の床面積当たりの電力使用量（電力使用量原単位）

令和4年度目標：92.6 kWh/m<sup>2</sup>以下

令和4年度実績：103.7 kWh/m<sup>2</sup>（令和3年度実績：105.5 kWh/m<sup>2</sup>）

自主的な是正措置の内容
空調機の適切な温度管理及び稼働時間調整の実施、こまめな消灯や電灯の間引きといった照明設備の適切な使用などに努めています。

④ 指標：寒川浄水場の電力使用量

令和4年度目標：66,400 千 kWh 以下

令和4年度実績：66,677 千 kWh（令和3年度実績：67,015 千 kWh）

自主的な是正措置の内容
浄水場のエネルギー使用量は送水量に大きく左右されており、また、施設の効率化も最大限実施しているため大幅なエネルギー削減は難しい状況ですが、空調設備を省エネタイプに更新することや老朽化した照明をLEDに変更することなどに努めています。

【プログラム：廃棄物の削減】

① 指標：出先機関等のリサイクル率

令和4年度目標：64.0%以上

令和4年度実績：46.5%（令和3年度実績：49.0%）

全庁目標 未達成の局	出先機関等のリサイクル率（%）		自主的な是正措置の内容
	R4 実績	R3 実績	
くらし安全 防災局	38.5	45.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類などの分別収集の徹底や外部利用者・職員に対し、ごみ持ち帰りを積極的に呼び掛けています。</li> <li>事務用品の再利用、遊休物品制度の活用を徹底して行っています。</li> </ul>
スポーツ局	7.8	5.7	
環境農政局	42.4	48.3	
福祉子ども みらい局	15.3	15.5	
健康医療局	44.3	41.3	
産業労働局	21.5	22.8	
企業庁（浄 水場以外）	13.3	11.1	
教育局	48.7	50.8	

※ 局単位での目標設定はないため、全庁目標と比較し、目標に達しなかった局を掲載。

② 指標：警察のリサイクル率

令和4年度目標：67.3%以上

令和4年度実績：64.1%（令和3年度実績：64.0%）

自主的な是正措置の内容
ごみの分別について徹底し、職員を含む利用者に対し庁内放送で呼びかけを行っています。また、紙ごみはリサイクル可能な溶解処理を行っています。

＜参考＞ 神奈川県環境マネジメントシステム運営要綱(抜粋)

(是 正)

第12条 環境管理統括者、局環境管理責任者、所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、前条に定める点検の結果、目標の未達成等が生じた場合（潜在する場合を含む。）には、その状況及び原因を調査し、必要な是正措置（予防措置を含む。以下同じ。）を講じるものとする。

2 所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、前項に定める是正措置を実施した場合は、当該措置の内容を、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、局環境管理責任者に報告する。

3 局環境管理責任者は、第1項に定める是正措置を実施した場合は、当該措置の内容を、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、環境マネジメントシステム事務局長に報告する。

4 是正の方法は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。